

平成30年著作権法改正による 「授業目的公衆送信補償金制度」 の本格実施について

令和3年1月26日
文化庁著作権課

授業目的公衆送信補償金制度の概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用できる範囲が拡大**。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

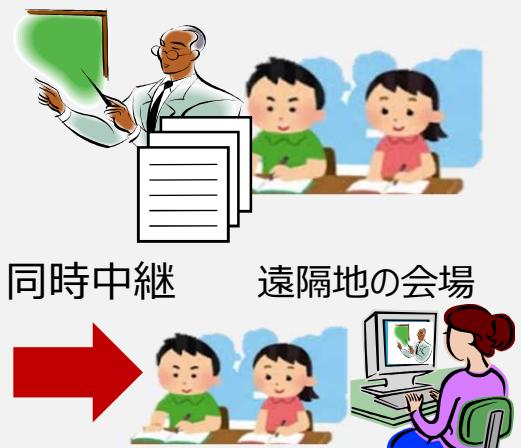
複 製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
(同時中継) で他の会場に送信



要許諾 (権利者毎の使用料)

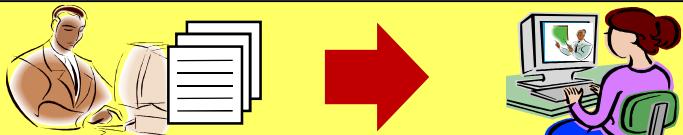
→**無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)**

(著作権法第35条第1項・第2項)

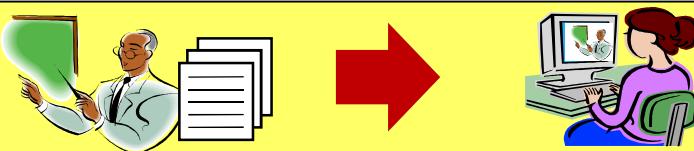
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



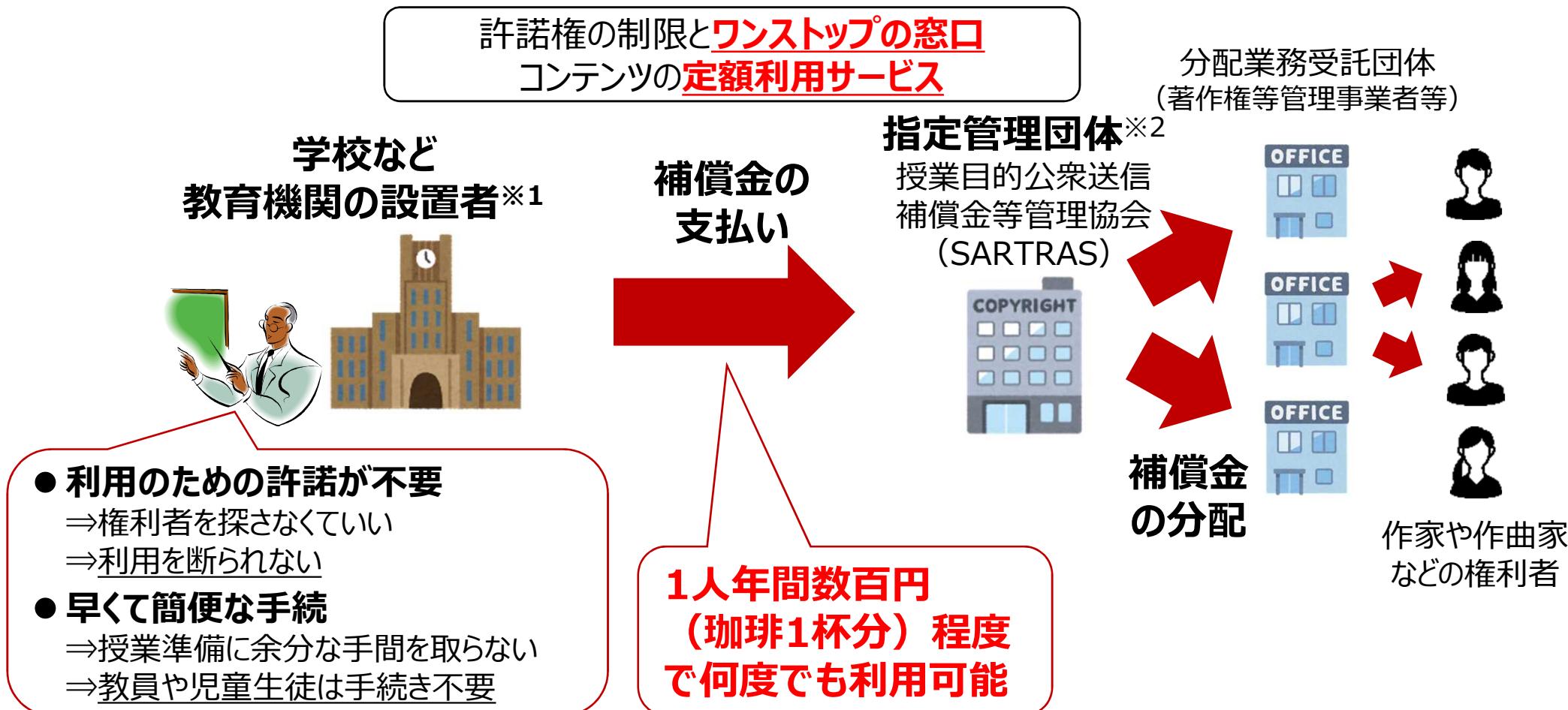
スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエーターへの対価還元により次なる創作を促す。



【参考】 指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（著作権法第104条の11）。
- 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名 : Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称 : SARTRAS（サートラス）

設立 : 平成31年1月22日設立

代表理事 : 土肥一史
(弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授)



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権行使権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

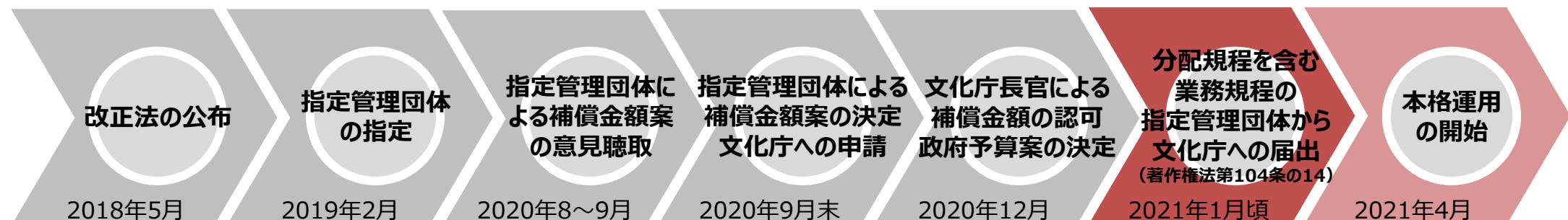
社員一覧

（令和2年1月末時点）

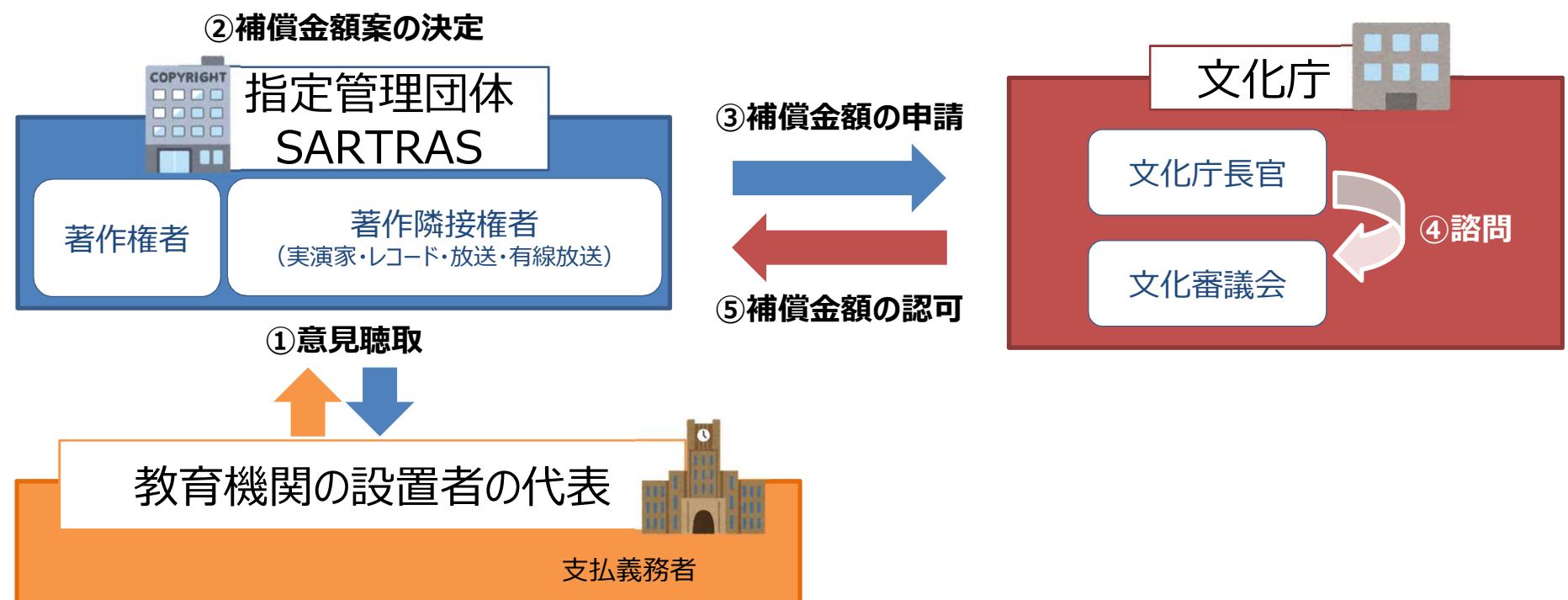
| 社員 | 構成員団体 |
|---------------|--|
| 新聞教育著作権協議会 | 一般社団法人新聞著作権管理協会 |
| 言語等教育著作権協議会 | 一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会 |
| 視覚芸術等教育著作権協議会 | 一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会 |
| 出版教育著作権協議会 | 一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 |
| 音楽等教育著作権協議会 | 一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会 |
| 映像等教育著作権協議会 | 日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 |

授業目的公衆送信補償金制度の本格運用までの流れ

本格実施までのプロセス



補償金額の決定プロセス (著作権法第104条の13)



補償金額の認可の概要

- 令和3年度以降の授業目的公衆送信補償金の額を**令和2年12月18日に文化庁長官が認可した。**



意見聴取

教育機関の
設置者の代表

主な意見聴取先

- 全国市町村教育委員会連合会
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国公立高等専門学校協会
- 日本私立高等専門学校協会
- 全国公立短期大学協会
- 日本私立短期大学協会
- 一般社団法人国立大学協会
- 一般社団法人公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全日本私立幼稚園連合会 等

- **意見聴取期間** 令和2年8月6日～9月23日
- **認可申請** 令和2年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金*（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

- 大学 **720円** (月平均60円)
- 高校 **420円** (月平均35円)
- 中学校 **180円** (月平均15円)
- 小学校 **120円** (月平均10円)
- 幼稚園 **60円** (月平均 5円)
- 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送等)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

* : 学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

著作権法第35条運用指針の主な内容

- 権利者団体と教育関係者が共同して設置した「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において、著作権法の解釈に関するガイドラインとなる「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」が令和2年12月に公表された。

| 用語 | 対象の例 | 対象外の例 |
|------------------|---|--|
| 公衆送信 | 学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信 | 学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。) |
| 学校その他の教育機関 | 幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館等 | 営利目的の会社や個人経営の教育施設企業等の研修施設 |
| 授業 | 講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座 | 教職員会議、保護者会 |
| 教育を担任する者 | 教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者 | (教育委員会) |
| 授業を受ける者 | 児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者 | |
| 必要と認められる限度 | クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信 | (ウェブサイト等での一般公開) |
| 著作権者の利益を不當に害する場合 | (不當に害する可能性が低い例) ●採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ●短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信 | (不當に害する可能性が高い例) ●学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ●ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信 |

【参考】著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「**改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）**」を**令和2年12月に公表**。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

2018年11月開始



専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

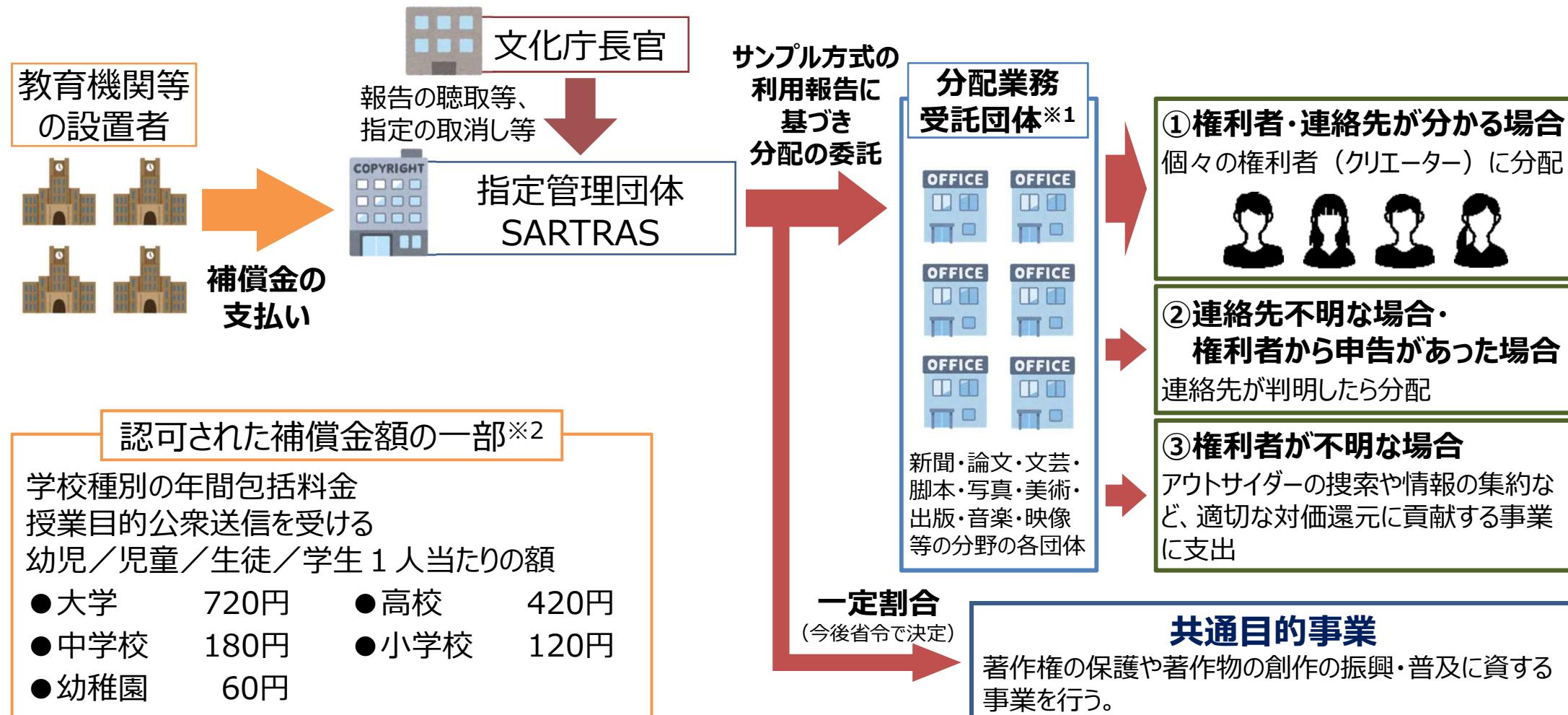
権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

その他 有識者 関係団体 等

補償金の分配スキームの概要

- 令和2年度内の早期に**分配規程を含む業務規程**を指定管理団体から文化庁に届出される予定。
- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。権利者に分配できない場合が一定程度あることを踏まえ、クリエーターや教育全体の利益に資する事業に支出。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規定を参照。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）

IV. 強靭な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

・授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

●文部科学省における支援の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の令和3年度予算案に補償金の支払いに必要な経費を計上。